

通訳案内士登録情報検索サービスのご案内

観光庁では、高度な外国語能力に加え、幅広い知識や訪日旅行者をもてなすホスピタリティ能力など、高い専門性を有する「通訳案内士」と旅行会社等の皆様との連携促進を図ることを目的とし、「通訳案内士登録情報検索サービス」を提供しております。

本サービスでは、通訳案内士として都道府県等に登録されている方と旅行会社等の就業依頼に係る連絡を双方向で取り合うことができ、訪日旅行者のニーズに合わせた通訳案内士とのマッチングに活用頂けます。

全国通訳案内士は国家試験に合格した高度な語学力、日本全国の地理、歴史、文化等の観光に関する質の高い知識、技能を有するガイドであり、地域通訳案内士は自治体が発行する研修または試験に合格した特定の地域についてその固有の地理、歴史、文化等の現地情報に精通した地域のガイドです。

サービスのメリット

- 就業を希望する全国通訳案内士や地域通訳案内士を検索し、サービス上で連絡をとることができます！
- 通訳案内士からの応募連絡もサービス上で受け取ることが可能。通訳案内士が応募時に登録する意気込みコメントや通訳案内士が公開した情報を確認しながら依頼先の検討ができます！
- 特定の通訳案内士への就業依頼だけでなく、サービスを利用する通訳案内士全体に広く就業依頼を公開することもできます！



※通訳案内士の情報は、通訳案内士自身が公開希望の申請を行い、システム上で操作を行わない限り、旅行会社等に見られることはありません。また、旅行会社等も申請を行い、承認された者のみ閲覧が可能です。

【閲覧対象者(旅行業者等、閲覧申請ができる方)】

- (1)旅行業者(第1種・第2種・第3種・地域限定・旅行業者代理業)
- (2)旅行サービス手配業者(ランドオペレーター)
- (3)旅館業法に基づくホテル及び旅館
- (4)労働者派遣法・職業安定法に基づく通訳案内士派遣業者
- (5)日本版DMO登録団体

※自治体に対しては、別途閲覧権限を付与いたします。

申請方法については裏面をご覧ください。

通訳案内士登録情報検索サービス閲覧申請要領

【閲覧申請方法と必要書類等】

- ① 閲覧対象者(旅行業者等、閲覧申請ができる方)(1)～(5)のいずれかであることを確認ください。
- ② 閲覧申請に必要な書面(下記参照)とログイン時に使用するメールアドレスをご用意ください。

閲覧対象者と必要な書面

承認対象となる事業の許可等を有することを証する書面(閲覧対象者ごとに異なります)

- (1)旅行業者(第1種・第2種・第3種・地域限定・旅行業者代理業)…旅行業登録を証する書面の写し
- (2)旅行サービス手配業者(ランドオペレーター)…旅行サービス手配業の登録を証する書面の写し
- (3)旅館業法に基づくホテル及び旅館…旅館業法に基づく許可を証する書面の写し
- (4)労働者派遣法・職業安定法に基づく通訳案内士派遣業者…労働者派遣法、職業安定法に基づく許可を証する書面の写し
- (5)日本版DMO登録団体…日本版DMO登録を証する書面の写し

※旅行業者の場合は旅行業登録通知書(又は旅行業更新登録通知書)など、各対象の許可又は登録行政庁の**押印(知事印等)**・交付された書面

- ③ インターネットにて通訳案内士登録情報検索サービス閲覧申請(下記URL)へアクセスの上、ウェブ操作マニュアル(サービス利用申請編)をご参照の上、閲覧申請を開始してください。
<https://japanese-nationalguide.mlit.go.jp/jtap/serviceAppRequest>
- ④ 閲覧申請完了後、おおむね1ヶ月以内に利用承認または否認の連絡が観光庁より登録したメールアドレス宛に送付されます。

【その他】

- 申請は各社、各団体任意です。閲覧を希望し、複数支店・店舗をお持ちの場合は共有のメールアドレスを使用するなどし、代表者(代表部署)1者が申請操作をいただくよう、お願いいたします。
- 閲覧が承認された者の情報は、観光庁ホームページ等で通訳案内士に公開する場合がございます。
- 本サービスより取得した個人情報については、個人情報保護法の規定により適切に取り扱ってください。
- その他、利用規約、操作マニュアルや通訳案内士向けの案内、最新情報につきましては、観光庁ホームページの通訳ガイド制度ページをご覧ください。

【問い合わせ先】

観光庁 国際観光部 国際観光課

連絡先：03-5253-8111(内線 27-411)

メール：hqt-tuuyaku@gxb.mlit.go.jp ※を@に変更してご連絡ください。